

個人番号等の確認書類と代理人の身元確認書類について

- (1) 申請者（＝受診者）本人が提出する場合は次のA又はBのいずれかを窓口で提示してください。（郵送の場合は写しを提出）

A

個人番号確認書類

申請者本人の「個人番号通知カード」又は「個人番号付きの住民票」

身元確認書類

申請者本人の特定医療受給者証 又は 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
（上記書類がない場合は、医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等を2つ以上）

B

個人番号確認書類＋身元確認書類

個人番号カード（市町村に交付申請して交付される顔写真付きのカード）

※郵送の場合は両面のコピーが必要 ←ケースから取り出してコピーしてください。

- (2) 受診者が18歳未満の場合、その保護者（＝申請者）が提出する場合は次のA又はBのいずれかを窓口で提示してください。（郵送の場合は写しを提出）

A

個人番号確認書類

申請者本人の「個人番号通知カード」又は「個人番号付きの住民票」

身元確認書類

運転免許証、パスポート等

（上記書類がない場合は、住民票（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）、医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等を2つ以上）

B

個人番号確認書類＋身元確認書類

個人番号カード（市町村に交付申請して交付される顔写真付きのカード）

※郵送の場合は両面のコピーが必要 ←ケースから取り出してコピーしてください。

- (3) 代理人に申請手続を委任が提出する場合は、次の書類を窓口で提示してください。
(郵送の場合は写しを提出)

委任状

申請書の「申請の手続の委任」欄への記載

代理人の身元確認書類

代理人の運転免許証、パスポート、介護支援専門員証等（官公署から発行・発給された書類で、顔写真付きで i 氏名 ii 生年月日又は住所が記載されているもの）

申請者の個人番号確認書類

⇒個人番号に変更があった場合など、前回申請時と異なる場合は提示（郵送の場合は写しを提出）が必要です。

申請者（受診者）の「個人番号通知カード」、「個人番号カード」又は「個人番号付きの住民票」のうち1つ